

国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則

〔平成16年4月1日
規則第25号〕

改正	平成17年11月2日 規則第10号	平成25年10月30日 規則第17号	令和3年6月28日 規則第43号
	平成17年12月1日 規則第12号	平成27年1月26日 規則第1号	令和3年7月1日 規則第45号
	平成18年3月24日 規則第7号	平成27年3月27日 規則第21号	令和4年4月18日 規則第27号
	平成19年3月22日 規則第30号	平成28年2月29日 規則第6号	令和4年7月1日 規則第36号
	平成20年2月7日 規則第1号	平成29年2月2日 規則第4号	令和5年1月25日 規則第2号
	平成20年3月19日 規則第7号	平成30年1月19日 規則第2号	令和5年10月20日 規則第24号
	平成21年6月23日 規則第9号	平成30年2月7日 規則第6号	令和6年1月22日 規則第2号
	平成21年11月30日 規則第17号	平成31年2月1日 規則第3号	
	平成22年3月30日 規則第6号	令和元年10月23日 規則第34号	
	平成22年11月30日 規則第14号	令和2年2月20日 規則第4号	
	平成23年3月31日 規則第17号	令和2年3月25日 規則第7号	
	平成24年4月5日 規則第4号	令和2年11月26日 規則第18号	

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 本給（第11条－第20条）
- 第3章 諸手当（第21条－第34条）
- 第4章 給与の特例等（第35条－第38条）
- 第5章 雑則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、本給及び諸手当として支給する。

- 2 諸手当は、本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当とする。

(給与の支払日)

- 第3条 本給は、その月の17日(以下この項、第2項及び第3項において「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、支給定日が土曜日に当たるときは16日に、支給定日が日曜日及び土曜日以外の休日に当たるときは18日に支給する。
- 2 本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別勤務手当は、その月の支給定日に支給する。
 - 3 時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給定日に支給する。
 - 4 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(この項において両日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは前日に支給する。

(給与の支払)

- 第4条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算等)

- 第5条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給等により号給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで本給を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、当該月の現日数から就業規則第33条、鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の即時払)

- 第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、職員又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、すみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に関して係争があるときは、この限りでない。
- (1) 退職し、又は解雇されたとき
 - (2) 職員が死亡したとき

(非常時払)

- 第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、当該請求の日までの給与を速やかに支払う。
- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は出産したとき
 - (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が疾病、死亡又は災害を受けたとき
 - (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者が帰郷の費用にあてるとき

(勤務時間1時間当たりの給与額の算出)

- 第8条 次条、第29条、第30条、第36条から第38条に規定する勤務1時間当たり

の給与額は、本給及び本給調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を、毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

(本給)

第11条 本給は、次条の本給表の定める級及び号給に基づき決定する。

第12条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職員本給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職員本給表(二)(別表第2)
- (3) 教育職員本給表(別表第3)
- (4) 医療職員本給表(別表第4)

2 前項に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務分類基準及び級別の資格基準は、別に定める。

(初任給)

第13条 新たに職員として採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第14条 職員の従事する職務及び勤務成績に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。

第15条 前条の規定にかかわらず、職員が現に受けている級より上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(降格)

第16条 職員を別に定めるところにより降任したときは、その者が従事する職務の下位の級に降格させることができる。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、その者の職務の級は異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同

項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあっては57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

第19条 削除

第20条 削除

第3章 諸手当

（本給調整額）

第21条 本給調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比較して困難な業務に従事する職員に対して支給する。

- 2 前項の規定による本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員に支給する本給調整額は、当該職員の職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第22条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職（以下「管理職」という。）を占める職員に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額は、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。

一般職員本給表（一）

職務の級	適用区分	支給額
9級	I種	104,200円
8級	I種	94,000円
	II種	82,200円
7級	II種	77,400円
	III種	66,400円
6級	II種	72,700円
	III種	62,300円
	IV種	51,900円
5級	III種	59,500円
	IV種	49,600円
4級	III種	55,500円
	IV種	46,300円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における

手当相当額(ただし、当該勤務が深夜において行われた場合を除く。)を含むものとする。

(初任給調整手当)

第23条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする勤務箇所における職に新たに採用された職員に対して、月額51,100円を超えない範囲の額を採用された日から35年以内の期間、採用された日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表(一)9級もしくは教育職本給表6級の適用を受ける職員に対しては、支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円(一般職員本給表(一)8級もしくは教育職本給表5級の適用を受ける職員(以下、「一般(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につきそれぞれ6,500円(一般(一)8級職員等にあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族となる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第25条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に所在する国の機関、他の国立大学法人又は独立行政法人等(以下「国の機関等」という。)に常勤職員として6箇月以上勤務し、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった者に対して支給する。

2 地域手当の月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、本学の職員となった日(次項において「異動日」という。)の前日において受けていた地域手当に相当する手当の支給割合を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、異動日から2年を経過するまでの間に限り支給するものとし、当該異動日から1年を経過したときは、前項の支給割合に100分の80を乗じて得た割合により支給するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、研修期間中の文部科学省関係機関職員行政実務研修参加職員に対しては地域手当を支給するものとし、その月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、人事院規則9-49(地域手当)で定める支給地域に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第25条の2 国の機関等の常勤職員であった者で、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった場合又は本学が移転した場合(以下この条において「異動等」という。)につき、別に定める方法により算定した国の機関等と本学との距離(異動等の日の前の日に在勤していた国の機関等と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と本学との間の距離(異動等の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と本学との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る本学と国の機関等との間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に国の機関等への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りではない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当が支給される職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過するまでの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当は支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給することとなる職員が、第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 職員が居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、国の機関及び他の国立大学法人等より有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 第28条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国の機関及び他の国立大学法人等より貸与されている有料宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路等（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）。ただし、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円
- (2) 前項2号に掲げる職員 自動車等の使用距離に応じて次表に定める額

自動車等の使用距離	手 当 額
片道5km未満	2,000円
片道5km以上10km未満	4,200円
片道10km以上15km未満	7,100円
片道15km以上20km未満	10,000円
片道20km以上25km未満	12,900円
片道25km以上30km未満	15,800円
片道30km以上35km未満	18,700円
片道35km以上40km未満	21,600円
片道40km以上45km未満	24,400円
片道45km以上50km未満	26,200円
片道50km以上55km未満	28,000円
片道55km以上60km未満	29,800円
片道60km以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（当該額が55,000円を超えるときは、55,000円）。ただし、自動車等の使用

距離が片道2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号に定める額

(単身赴任手当)

第28条 単身赴任手当は、国の機関等の常勤職員であった者が、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(権衡上必要があると認められる職員を含む。)に対して支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上ある場合については、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて、その額に同表に定める額を加算するものとする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

(時間外勤務手当)

第29条 時間外勤務手当は、業務上の必要により、就業規則第31条第1項に規定する所定の勤務時間以外の時間に当該所定の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に対して、当該勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から午前5時の間(以下「深夜」という。))において行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、管理職の職員については、時間外勤務手当を支給しない。ただし、その勤務が深夜において行われた場合は、勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を時間外勤務相当手当として支給する。

(休日手当)

第30条 休日手当は、業務上の必要により、就業規則第33条に規定する休日(以下この条及び次条において「休日」という。)に勤務を命じられた職員に対して、当該休日勤務を命じられ勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、休日の振替が行われた職員(振替後の休日に勤務した場合を除く。)、及び管理職の職員については、休日手当を支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、次の各号に掲げる日に勤務した管理職の職員に対して支給する。

(1) 休日

(2) 休日以外の日（午前0時から午前5時までの間に限る。）

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の表に掲げる適用区分に応じて同表に定める額とする。ただし、前項第1号の勤務1回の従事時間が6時間を超える場合には、同表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

適用区分	手 当 額	
	前項第1号による勤務	前項第2号による勤務
I種	10,000円	5,000円
II種	8,500円	4,300円
III種	7,000円	3,500円

- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、休日の振替が行われた管理職の職員（振替後の休日に勤務した場合を除く。）については、管理職員特別勤務手当を支給しない。
- 4 第1項第1号の勤務をした後、引き続いて第2号の勤務を行った管理職の職員には、その引き続く勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（期末手当）

第32条 期末手当は、第3条第4項に規定する支給日所属の月の初日（以下、この条、次条及び第35条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間等に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条において同じ。）し、若しくは就業規則第16条及び第17条の規定により解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第12条第1項の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 就業規則第41条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のない者

ニ 就業規則第42条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間のない者

ホ 停職者（就業規則第49条の規定により停職にされている職員をいう。）

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号のいずれかに該当する職員であった者

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとされている法人等の職員に限る。）

- 3 前項に規定する場合のほか、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、期末手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。

- 4 期末手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額（本給（本給調整額を含む。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び

広域異動手当の月額合計額をいう。)に、次の表(1)(この表において「特定幹部職員」とは、一般職員本給表(一)7級以上で次項の表(2)に定める者をいう。以下同じ。)に定める期別支給割合を乗じて得た額について、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表(2)に定める在職期間別割合を乗じて得た額とする。

表(1) 期別支給割合

一般の職員	特定幹部職員
100分の122.5	100分の102.5

表(2) 在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次の表(1)に定める職員については、本給及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)を、次の表(2)に定める特定幹部職員にあっては、本給月額に同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を同項の期末手当基礎額とする。

表(1) 役職段階別加算表

本給表	職務の級	加算割合
一般職員本給表(一)	9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員本給表	5級	100分の15(別に定める者にあつては100分の20)
	4級・3級	100分の10(4級の職員のうち別に定める者にあつては100分の15)
	2級(別に定める者に限る。)	100分の5
医療職員本給表	3級・2級(別に定める者に限る。)	100分の5

表(2) 管理職加算表

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職員本給表(一)	I種	100分の15

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、別に定める場合を除き、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(前条第2項第2号に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準日に在職する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、勤勉手当を支給しない。

(1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の職員(業務上負傷した者等を除く。)

- (2) 就業規則第41条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間のない者
- (3) 就業規則第42条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間のない者
- (4) 就業規則第49条の規定に基づく停職期間中の職員
- 3 前項に規定する場合のほか、勤勉手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、勤勉手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。
- 4 勤勉手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき本給（本給調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加えた額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて次の表（1）に定める割合を乗じて得た額について、当該職員の職務について学長による勤務成績の証明に基づき次の表（2）に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表（1）勤務期間割合

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
零	零

表（2）成績率

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の121.5以上 100分の205以下	100分の145.5以上 100分の245以下
優秀	100分の110以上 100分の121.5未満	100分の131以上 100分の145.5未満
良好	100分の98.5	100分の118.5
良好でない者	100分の98.5未満	100分の118.5未満

- 5 前項の規定にかかわらず、教育職員本給表（一）の適用を受ける職員（助手を除く。）のうち、鹿屋体育大学における教員活動に関する自己点検・評価実施規則（令和3年規則第62号。以下「自己点検・評価実施規則」という。）の規定により得られた直近の評価区分がF評価に決定された者の勤勉手当の額は、前項で決定した額に0.95の割合（2年連続F評価に決定された者は0.90、3年連続F評価に決定された者は0.85）を乗じた額とする。

（特別勤務手当）

第34条 特別勤務手当は、著しく困難な業務又は専門的な知識を必要とする業務で、給与上特別の考慮を必要とするものとして学長が別に定める業務に従事する職員に対して支給する。

（入試手当）

第34条の2 入試手当は、本学が実施する入学試験に係る特定の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項に規定する特定の業務及び入試手当の額は、次の表に掲げる適用区分及びそれに応じた支給額とする。

区 分		手 当 額
問題作成業務	学部入試	1科目につき5,000円
	大学院入試	1科目につき5,000円
問題点検業務	学部入試	1科目につき3,000円
	大学院入試	1科目につき3,000円（課程ごと）
答案採点業務	学部入試	1時間につき2,000円
	大学院入試	1時間につき2,000円

（公開講座手当）

第34条の3 公開講座手当は、本学が実施する公開講座（鹿屋体育大学公開講座規則（平成16年4月1日規則第13号）第2条に定める講座）に係る業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1時間につき3,000円とする。ただし、特段の事情がある場合には、総務委員会の意見を聴いて学長が別に定めることができる。

第4章 給与の特例等

（休職者の給与）

第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号に定める事由に該当して休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により病気休職にされたときは、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第12条第1項第3号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは100分の100以内）を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第12条第1項第4号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者の休職事由に応じて本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は無給とすることができる。

（育児休業等をしている職員の給与）

第36条 就業規則第41条の規定により育児休業等をしている職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 育児休業をしている職員のうち、第32条第1項又は第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（期末手当については、別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
 - (3) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が月の中途において育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合には、第5条の規定を準用して支給する。
 - 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

（介護休業等をしている職員の給与）

第37条 就業規則第42条の規定により介護休業等をしている職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 介護休業をしている職員のうち、第32条第1項又は第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
 - (3) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が月の中途において介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合には、第5条の規定を準用して支給する。
 - 3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

（給与の減額）

第38条 職員が勤務しないときは、就業規則第33条に規定する休日その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は

当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第5章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第39条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規則により難い場合の措置)

第40条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平17. 11. 2規則第10号)

この規則は、平成17年11月2日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平17. 12. 1規則第12号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等)

第2条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

第3条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

第4条 前2条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平18. 3. 24規則第7号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下、「経過期間」

という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において、給与規則別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、新級における最高の号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、給与規則(平成17年規則第12号)第2条の規定による改正前の給与規則又は一般職の職員の給与に関する法律(平成17年法律第113号。)附則第17条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(平成10年法律第120号。)附則第11項から第13項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に準じて定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第8条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第7条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規則の適用に関する特例)

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第18条第2項		第18条第3項		
4号給	3号給	4号給	3号給	2号給
3号給	2号給	3号給	2号給	1号給

(地域手当に関する経過措置)

第10条 本学の職員となった日(以下「異動日」という。)の前日において調整手当に相当する手当を受けていた場合における当該職員に対する地域手当の支給に関する給与規則第25条の規定の適用については、同条第2項中「地域手当に相当する手当」とあるのは「調整手当に相当する手当」とする。

(本給調整額に関する経過措置)

第11条 給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は別に定める。

(管理職手当に関する経過措置)

第12条 附則第7条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、同条中「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第7条の規定による本給の額との合計額」とする。

(雑則)

第13条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2条関係)

本給表	旧級	新級
一般職員本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
教育職員本給表	5級	5級
		6級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表(附則第3条関係)

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	2 5	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2 6	6	2	1 0	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	2 7	7	3	1 1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	2 8	8	4	1 2	1	1	1	1	1
	12月以上	5	2 9	9	5	1 3	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	2 9	9	5	1 3	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	3 0	1 0	6	1 4	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3 1	1 1	7	1 5	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	3 2	1 2	8	1 6	4	1	1	1	1
	12月以上	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	3 3	1 3	9	1 7	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1 0	3 4	1 4	1 0	1 8	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	1 1	3 5	1 5	1 1	1 9	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	1 2	3 6	1 6	1 2	2 0	8	4	1	1	1

	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

14	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				

	9 月以上 12 月未滿			9 2	6 8	9 6	8 4				
	12 月以上			9 3	6 9	9 7	8 5				
24	3 月未滿			9 3	6 9	9 7	8 5				
	3 月以上 6 月未滿			9 4	7 0	9 8	8 6				
	6 月以上 9 月未滿			9 5	7 1	9 9	8 7				
	9 月以上 12 月未滿			9 6	7 2	100	8 8				
	12 月以上			9 7	7 3	101	8 9				
25	3 月未滿			9 7	7 3	101					
	3 月以上 6 月未滿			9 8	7 3	102					
	6 月以上 9 月未滿			9 9	7 4	103					
	9 月以上 12 月未滿			100	7 4	104					
	12 月以上			101	7 5	105					
26	3 月未滿			101	7 5	105					
	3 月以上 6 月未滿			102	7 5	106					
	6 月以上 9 月未滿			103	7 6	107					
	9 月以上 12 月未滿			104	7 6	108					
	12 月以上			105	7 7	109					
27	3 月未滿			105	7 7						
	3 月以上 6 月未滿			106	7 8						
	6 月以上 9 月未滿			107	7 9						
	9 月以上 12 月未滿			108	8 0						
	12 月以上			109	8 1						
28	3 月未滿			109	8 1						
	3 月以上 6 月未滿			110	8 2						
	6 月以上 9 月未滿			111	8 3						
	9 月以上 12 月未滿			112	8 4						
	12 月以上			113	8 5						
29	3 月未滿			113							
	3 月以上 6 月未滿			114							
	6 月以上 9 月未滿			115							
	9 月以上 12 月未滿			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未滿			117							
	3 月以上 6 月未滿			118							
	6 月以上 9 月未滿			119							
	9 月以上 12 月未滿			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上 12 月未滿			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上 12 月未滿			125							
	12 月以上			125							

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	4
	12月以上	9	9	5
4	3月未満	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	8
	12月以上	13	13	9
5	3月未満	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	12
	12月以上	17	17	13
6	3月未満	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	16
	12月以上	21	21	17
7	3月未満	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	20
	12月以上	25	25	21
8	3月未満	25	25	21
	3月以上6月未満	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	24
	12月以上	29	29	25
9	3月未満	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	27

	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	2 8
	12 月以上	3 3	3 3	2 9
10	3 月未滿	3 3	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 1
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 2
	12 月以上	3 7	3 7	3 3
11	3 月未滿	3 7	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 5
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	3 6
	12 月以上	4 1	4 1	3 7
12	3 月未滿	4 1	4 1	3 7
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	3 8
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 0
	12 月以上	4 5	4 5	4 1
13	3 月未滿	4 5	4 5	4 1
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 2
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 3
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 4
	12 月以上	4 9	4 9	4 5
14	3 月未滿	4 9	4 9	4 5
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	4 6
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	4 7
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	4 8
	12 月以上	5 3	5 3	4 9
15	3 月未滿	5 3	5 3	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 1
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 2
	12 月以上	5 7	5 7	5 3
16	3 月未滿	5 7	5 7	5 3
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 4
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 5
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	5 6
	12 月以上	6 1	6 1	5 7
17	3 月未滿	6 1	6 1	5 7
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	5 8
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 0
	12 月以上	6 5	6 5	6 1
18	3 月未滿	6 5	6 5	6 1
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 2
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 3
	9 月以上 12 月未滿	6 8	6 8	6 4
	12 月以上	6 9	6 9	6 5

19	3月未満	6 9	6 9	6 5
	3月以上6月未満	7 0	7 0	6 5
	6月以上9月未満	7 1	7 1	6 6
	9月以上12月未満	7 2	7 2	6 6
	12月以上	7 3	7 3	6 7
20	3月未満	7 3	7 3	6 7
	3月以上6月未満	7 4	7 4	6 7
	6月以上9月未満	7 5	7 5	6 8
	9月以上12月未満	7 6	7 6	6 8
	12月以上	7 7	7 7	6 9
21	3月未満	7 7	7 7	6 9
	3月以上6月未満	7 8	7 8	7 0
	6月以上9月未満	7 9	7 9	7 1
	9月以上12月未満	8 0	8 0	7 2
	12月以上	8 1	8 1	7 3
22	3月未満	8 1	8 1	7 3
	3月以上6月未満	8 2	8 2	7 3
	6月以上9月未満	8 3	8 3	7 4
	9月以上12月未満	8 4	8 4	7 4
	12月以上	8 5	8 5	7 5
23	3月未満	8 5	8 5	7 5
	3月以上6月未満	8 6	8 6	7 5
	6月以上9月未満	8 7	8 7	7 6
	9月以上12月未満	8 8	8 8	7 6
	12月以上	8 9	8 9	7 7
24	3月未満	8 9	8 9	7 7
	3月以上6月未満	9 0	9 0	7 7
	6月以上9月未満	9 1	9 1	7 8
	9月以上12月未満	9 2	9 2	7 8
	12月以上	9 3	9 3	7 9
25	3月未満	9 3	9 3	7 9
	3月以上6月未満	9 4	9 4	7 9
	6月以上9月未満	9 5	9 5	8 0
	9月以上12月未満	9 6	9 6	8 0
	12月以上	9 7	9 7	8 1
26	3月未満	9 7	9 7	8 1
	3月以上6月未満	9 8	9 8	8 2
	6月以上9月未満	9 9	9 9	8 3
	9月以上12月未満	100	100	8 4
	12月以上	101	101	8 5
27	3月未満	101	101	8 5
	3月以上6月未満	102	102	8 5
	6月以上9月未満	103	103	8 6
	9月以上12月未満	104	104	8 6
	12月以上	105	105	8 7
	3月未満	105	105	8 7
	3月以上6月未満	106	106	8 7

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	8 8
	9 月以上 12 月未滿	108	108	8 8
	12 月以上	109	109	8 9
29	3 月未滿	109	109	8 9
	3 月以上 6 月未滿	110	110	9 0
	6 月以上 9 月未滿	111	111	9 1
	9 月以上 12 月未滿	112	112	9 2
	12 月以上	113	113	9 3
30	3 月未滿	113	113	9 3
	3 月以上 6 月未滿	114	114	9 3
	6 月以上 9 月未滿	115	115	9 4
	9 月以上 12 月未滿	116	116	9 4
	12 月以上	117	117	9 5
31	3 月未滿	117	117	9 5
	3 月以上 6 月未滿	118	118	9 5
	6 月以上 9 月未滿	119	119	9 6
	9 月以上 12 月未滿	120	120	9 6
	12 月以上	121	121	9 7
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	121	122	
	6 月以上 9 月未滿	121	123	
	9 月以上 12 月未滿	121	124	
	12 月以上	121	125	
33	3 月未滿		125	
	3 月以上 6 月未滿		126	
	6 月以上 9 月未滿		127	
	9 月以上 12 月未滿		128	
	12 月以上		129	

ハ 教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23

	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	3 2	2 4
	12 月以上	3 3	3 3	3 3	2 5
10	3 月未滿	3 3	3 3	3 3	2 5
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 4	2 6
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 5	2 7
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 6	2 8
	12 月以上	3 7	3 7	3 7	2 9
11	3 月未滿	3 7	3 7	3 7	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 8	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 9	3 1
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	4 0	3 2
	12 月以上	4 1	4 1	4 1	3 3
12	3 月未滿	4 1	4 1	4 1	3 3
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	4 2	3 4
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	4 3	3 5
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 4	3 6
	12 月以上	4 5	4 5	4 5	3 7
13	3 月未滿	4 5	4 5	4 5	3 7
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 6	3 8
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 7	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 8	4 0
	12 月以上	4 9	4 9	4 9	4 1
14	3 月未滿	4 9	4 9	4 9	4 1
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	5 0	4 2
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	5 1	4 3
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	5 2	4 4
	12 月以上	5 3	5 3	5 3	4 5
15	3 月未滿	5 3	5 3	5 3	4 5
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 4	4 6
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 5	4 7
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 6	4 8
	12 月以上	5 7	5 7	5 7	4 9
16	3 月未滿	5 7	5 7	5 7	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 8	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 9	5 1
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	6 0	5 2
	12 月以上	6 1	6 1	6 1	5 3
17	3 月未滿	6 1	6 1	6 1	5 3
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	6 2	5 4
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	6 3	5 5
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 4	5 6
	12 月以上	6 5	6 5	6 5	5 7
18	3 月未滿	6 5	6 5	6 5	5 7
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 6	5 8
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 7	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 8	6 8	6 8	6 0
	12 月以上	6 9	6 9	6 9	6 1

19	3月未滿	6 9	6 9	6 9	6 1
	3月以上6月未滿	7 0	7 0	7 0	6 2
	6月以上9月未滿	7 1	7 1	7 1	6 3
	9月以上12月未滿	7 2	7 2	7 2	6 4
	12月以上	7 3	7 3	7 3	6 5
20	3月未滿	7 3	7 3	7 3	6 5
	3月以上6月未滿	7 4	7 4	7 4	6 6
	6月以上9月未滿	7 5	7 5	7 5	6 7
	9月以上12月未滿	7 6	7 6	7 6	6 8
	12月以上	7 7	7 7	7 7	6 9
21	3月未滿	7 7	7 7	7 7	6 9
	3月以上6月未滿	7 8	7 8	7 8	7 0
	6月以上9月未滿	7 9	7 9	7 9	7 1
	9月以上12月未滿	8 0	8 0	8 0	7 2
	12月以上	8 1	8 1	8 1	7 3
22	3月未滿	8 1	8 1	8 1	7 3
	3月以上6月未滿	8 2	8 2	8 2	7 4
	6月以上9月未滿	8 3	8 3	8 3	7 5
	9月以上12月未滿	8 4	8 4	8 4	7 6
	12月以上	8 5	8 5	8 5	7 7
23	3月未滿	8 5	8 5	8 5	7 7
	3月以上6月未滿	8 6	8 6	8 6	7 8
	6月以上9月未滿	8 7	8 7	8 7	7 9
	9月以上12月未滿	8 8	8 8	8 8	8 0
	12月以上	8 9	8 9	8 9	8 1
24	3月未滿	8 9	8 9	8 9	8 1
	3月以上6月未滿	9 0	9 0	9 0	8 2
	6月以上9月未滿	9 1	9 1	9 1	8 3
	9月以上12月未滿	9 2	9 2	9 2	8 4
	12月以上	9 3	9 3	9 3	8 5
25	3月未滿	9 3	9 3	9 3	8 5
	3月以上6月未滿	9 4	9 4	9 4	8 6
	6月以上9月未滿	9 5	9 5	9 5	8 7
	9月以上12月未滿	9 6	9 6	9 6	8 8
	12月以上	9 7	9 7	9 7	8 9
26	3月未滿	9 7	9 7	9 7	8 9
	3月以上6月未滿	9 8	9 8	9 8	9 0
	6月以上9月未滿	9 9	9 9	9 9	9 1
	9月以上12月未滿	100	100	100	9 2
	12月以上	101	101	101	9 3
27	3月未滿	101	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
	3月未滿	105	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	106	

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	
	12 月以上	109	109	109	
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未滿	129	129		
	3 月以上 6 月未滿	130	130		
	6 月以上 9 月未滿	131	131		
	9 月以上 12 月未滿	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			

	12 月以上	145			
38	3 月未滿	145			
	3 月以上 6 月未滿	146			
	6 月以上 9 月未滿	147			
	9 月以上 12 月未滿	148			
	12 月以上	149			
外 1	3 月未滿	149	133	109	9 3
	3 月以上 6 月未滿	150	134	110	9 4
	6 月以上 9 月未滿	151	135	111	9 5
	9 月以上 12 月未滿	152	136	112	9 6
	12 月以上	153	137	113	9 7
外 2	3 月未滿	153	137	113	9 7
	3 月以上 6 月未滿	154	138	114	9 8
	6 月以上 9 月未滿	155	139	115	9 9
	9 月以上 12 月未滿	156	140	116	100
	12 月以上	157	141	117	101
外 3	3 月未滿	157	141	117	101
	3 月以上 6 月未滿	157	141	117	101
	6 月以上 9 月未滿	157	141	117	101
	9 月以上 12 月未滿	157	141	117	101
	12 月以上	157	141	117	101

二 医療職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12
	12月以上	13	13	13
5	3月未満	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16
	12月以上	17	17	17
6	3月未満	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20
	12月以上	21	21	21
7	3月未満	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24
	12月以上	25	25	25
8	3月未満	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28
	12月以上	29	29	29
9	3月未満	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31

	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	3 2
	12 月以上	3 3	3 3	3 3
10	3 月未滿	3 3	3 3	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 5
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 6
	12 月以上	3 7	3 7	3 7
11	3 月未滿	3 7	3 7	3 7
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 8
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	4 0
	12 月以上	4 1	4 1	4 1
12	3 月未滿	4 1	4 1	4 1
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	4 2
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	4 3
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 4
	12 月以上	4 5	4 5	4 5
13	3 月未滿	4 5	4 5	4 5
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 6
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 7
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 8
	12 月以上	4 9	4 9	4 9
14	3 月未滿	4 9	4 9	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	5 1
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	5 2
	12 月以上	5 3	5 3	5 3
15	3 月未滿	5 3	5 3	5 3
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 4
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 5
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 6
	12 月以上	5 7	5 7	5 7
16	3 月未滿	5 7	5 7	5 7
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 8
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	6 0
	12 月以上	6 1	6 1	6 1
17	3 月未滿	6 1	6 1	6 1
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	6 2
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	6 3
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 4
	12 月以上	6 5	6 5	6 5
18	3 月未滿	6 5	6 5	6 5
	3 月以上 6 月未滿	6 6	6 6	6 6
	6 月以上 9 月未滿	6 7	6 7	6 7
	9 月以上 12 月未滿	6 8	6 8	6 8
	12 月以上	6 9	6 9	6 9

19	3月未満	6 9	6 9	6 9
	3月以上6月未満	7 0	7 0	7 0
	6月以上9月未満	7 1	7 1	7 1
	9月以上12月未満	7 2	7 2	7 2
	12月以上	7 3	7 3	7 3
20	3月未満	7 3	7 3	7 3
	3月以上6月未満	7 4	7 4	7 4
	6月以上9月未満	7 5	7 5	7 5
	9月以上12月未満	7 6	7 6	7 6
	12月以上	7 7	7 7	7 7
21	3月未満	7 7	7 7	7 7
	3月以上6月未満	7 8	7 8	7 8
	6月以上9月未満	7 9	7 9	7 9
	9月以上12月未満	8 0	8 0	8 0
	12月以上	8 1	8 1	8 1
22	3月未満	8 1	8 1	8 1
	3月以上6月未満	8 2	8 2	8 2
	6月以上9月未満	8 3	8 3	8 3
	9月以上12月未満	8 4	8 4	8 4
	12月以上	8 5	8 5	8 5
23	3月未満	8 5	8 5	8 5
	3月以上6月未満	8 6	8 6	8 6
	6月以上9月未満	8 7	8 7	8 7
	9月以上12月未満	8 8	8 8	8 8
	12月以上	8 9	8 9	8 9
24	3月未満	8 9	8 9	8 9
	3月以上6月未満	9 0	9 0	9 0
	6月以上9月未満	9 1	9 1	9 1
	9月以上12月未満	9 2	9 2	9 2
	12月以上	9 3	9 3	9 3
25	3月未満	9 3	9 3	9 3
	3月以上6月未満	9 4	9 4	9 4
	6月以上9月未満	9 5	9 5	9 5
	9月以上12月未満	9 6	9 6	9 6
	12月以上	9 7	9 7	9 7
26	3月未満	9 7	9 7	9 7
	3月以上6月未満	9 8	9 8	9 8
	6月以上9月未満	9 9	9 9	9 9
	9月以上12月未満	100	100	100
	12月以上	101	101	101
27	3月未満	101	101	101
	3月以上6月未満	102	102	102
	6月以上9月未満	103	103	103
	9月以上12月未満	104	104	104
	12月以上	105	105	105
	3月未満	105	105	105
	3月以上6月未満	106	106	106

28	6 月以上 9 月未滿	107	107	107
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未滿	109	109	109
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未滿	113	113	113
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未滿	117	117	117
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	122	122	
	6 月以上 9 月未滿	123	123	
	9 月以上 12 月未滿	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未滿	125	125	
	3 月以上 6 月未滿	126	126	
	6 月以上 9 月未滿	127	127	
	9 月以上 12 月未滿	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未滿	129	129	
	3 月以上 6 月未滿	130	130	
	6 月以上 9 月未滿	131	131	
	9 月以上 12 月未滿	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未滿	133	133	
	3 月以上 6 月未滿	134	134	
	6 月以上 9 月未滿	135	135	
	9 月以上 12 月未滿	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未滿	137	137	
	3 月以上 6 月未滿	138	138	
	6 月以上 9 月未滿	139	139	
	9 月以上 12 月未滿	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未滿	141	141	
	3 月以上 6 月未滿	142	142	
	6 月以上 9 月未滿	143	143	
	9 月以上 12 月未滿	144	144	

	12 月以上	145	145	
38	3 月未滿	145	145	
	3 月以上 6 月未滿	146	146	
	6 月以上 9 月未滿	147	147	
	9 月以上 12 月未滿	148	148	
	12 月以上	149	149	
39	3 月未滿	149		
	3 月以上 6 月未滿	150		
	6 月以上 9 月未滿	151		
	9 月以上 12 月未滿	152		
	12 月以上	153		
40	3 月未滿	153		
	3 月以上 6 月未滿	154		
	6 月以上 9 月未滿	155		
	9 月以上 12 月未滿	156		
	12 月以上	157		
41	3 月未滿	157		
	3 月以上 6 月未滿	158		
	6 月以上 9 月未滿	159		
	9 月以上 12 月未滿	160		
	12 月以上	161		

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第3条関係）

イ 旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧号給	旧 級		
	経過期間	5 級	6 級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1

9	3 月以上 6 月未滿	1 4	1
	6 月以上 9 月未滿	1 5	1
	9 月以上 12 月未滿	1 6	1
	12 月以上	1 7	1
10	3 月未滿	1 7	1
	3 月以上 6 月未滿	1 8	1
	6 月以上 9 月未滿	1 9	1
	9 月以上 12 月未滿	2 0	1
	12 月以上	2 1	1
11	3 月未滿	2 1	1
	3 月以上 6 月未滿	2 2	1
	6 月以上 9 月未滿	2 3	1
	9 月以上 12 月未滿	2 4	1
	12 月以上	2 5	1
12	3 月未滿	2 5	1
	3 月以上 6 月未滿	2 6	1
	6 月以上 9 月未滿	2 7	1
	9 月以上 12 月未滿	2 8	1
	12 月以上	2 9	1
13	3 月未滿	2 9	1
	3 月以上 6 月未滿	3 0	1
	6 月以上 9 月未滿	3 1	1
	9 月以上 12 月未滿	3 2	1
	12 月以上	3 3	1
14	3 月未滿	3 3	1
	3 月以上 6 月未滿	3 4	1
	6 月以上 9 月未滿	3 5	1
	9 月以上 12 月未滿	3 6	1
	12 月以上	3 7	1
15	3 月未滿	3 7	1
	3 月以上 6 月未滿	3 8	1
	6 月以上 9 月未滿	3 9	1
	9 月以上 12 月未滿	4 0	1
	12 月以上	4 1	1
16	3 月未滿	4 1	1
	3 月以上 6 月未滿	4 2	1
	6 月以上 9 月未滿	4 3	1
	9 月以上 12 月未滿	4 4	1
	12 月以上	4 5	1
17	3 月未滿	4 5	1
	3 月以上 6 月未滿	4 6	1
	6 月以上 9 月未滿	4 7	1
	9 月以上 12 月未滿	4 8	1
	12 月以上	4 9	1
18	3 月未滿	4 9	1
	3 月以上 6 月未滿	5 0	1
	6 月以上 9 月未滿	5 1	1

	9月以上12月未満	5 2	1
	12月以上	5 3	1
19	3月未満	5 3	1
	3月以上6月未満	5 4	1
	6月以上9月未満	5 5	1
	9月以上12月未満	5 6	1
	12月以上	5 7	1
20	3月未満	5 7	1
	3月以上6月未満	5 8	2
	6月以上9月未満	5 9	3
	9月以上12月未満	6 0	4
	12月以上	6 1	5
21	3月未満	6 1	5
	3月以上6月未満	6 2	6
	6月以上9月未満	6 3	7
	9月以上12月未満	6 4	8
	12月以上	6 5	9
22	3月未満	6 5	9
	3月以上6月未満	6 6	9
	6月以上9月未満	6 7	1 0
	9月以上12月未満	6 8	1 0
	12月以上	6 9	1 1
23	3月未満	6 9	1 1
	3月以上6月未満	7 0	1 1
	6月以上9月未満	7 1	1 2
	9月以上12月未満	7 2	1 2
	12月以上	7 3	1 3

附 則（平 1 9 . 3 . 2 2 規則第 3 0 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間における管理職手当に関する経過措置）

第 2 条 第 2 2 条の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないことになる職員には、当該管理職手当の支給額のほか、当該管理職手当の支給額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の支給額として支給する。

- (1) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 1 0 0
- (2) 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 7 5
- (3) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 5 0
- (4) 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 2 5

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の適用区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当適用区分職員（同日において占めていた改正前のこの規則第 2 2 条に規定する適用

- 区分（以下「旧適用区分」という。）に相当する第22条に規定する適用区分を占める職員。第3号において同じ） 同日にその者が受けていた管理職手当の支給額
- (2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位適用区分相当職員（旧適用区分より低い区分に相当する第22条に規定する適用区分を占める職員。第4号において同じ。） 同日に当該旧適用区分よりも低い適用区分に相当する第22条に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額
- (3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するものうち、相当適用区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額
- (4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するものうち、下位適用区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧適用区分より低い適用区分に相当する第22条に規定する適用区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額
- (5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の支給額
（広域異動手当に関する経過措置）

第3条 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

第4条 第25条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員が異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

第5条 職員が一の日に国の機関等から他の国の機関等を経て本学へ異動したときは、最初の異動の直前の国の機関等から本学へ直接異動したものとみなして取り扱うものとする。

附 則（平20. 2. 7規則第1号）

この規則は、平成20年2月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
ただし、改正後の第33条第4項の規定は、平成19年11月30日から適用する。

附 則（平20. 3. 19規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21. 6. 23規則第9号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

- (1) 第32条第4項中表（1）の支給定日6月30日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
6月30日	100分の125	100分の110

- (2) 第33条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員

特に優秀	100分の87以上 100分の140以下	100分の106以上 100分の170以下
優秀	100分の77以上 100分の87未満	100分の94以上 100分の106未満
良好	100分の67	100分の82
良好でない者	100分の67未満	100分の82未満

附 則（平21.11.30規則第17号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（本給に関する経過措置）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額とその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額を本給として支給する。

（期末手当に関する経過措置）

第3条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第4項及び同条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と前条の規定によるその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

第4条 附則第2条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第2条の規定によるその差額に相当する額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額」とする。

（本給調整額に関する経過措置）

第5条 給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は別の定めにより算出した額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

（管理職手当に関する経過措置）

第6条 附則第2条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則（平19.3.22規則第30号）第2条により算出した額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第7条 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 第32条第4項中表（1）の支給定日12月10日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	特定幹部職員
12月10日	100分の125

(2) 第33条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	特定幹部職員
特に優秀	100分の119以上 100分の190以下
優秀	100分の105.5以上 100分の119未満
良好	100分の92
良好でない者	100分の92未満

附 則（平 2 2 . 3 . 3 0 規則第 6 号）
この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 1 1 . 3 0 規則第 1 4 号）
（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（5 5 歳を超える職員の本給月額の減額支給等）

第 2 条 当分の間、5 5 歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表(二)、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に 1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあつては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減ずる。

2 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

3 第 1 項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

4 第 1 項の適用を受ける職員に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当、退職者の給与の支給について、前 3 項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	5 級
教育職員本給表	4 級

（平成 2 3 年 4 月 1 日における号給の調整）

第 3 条 平成 2 3 年 4 月 1 日において 4 3 歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成 2 2 年 1 月 1 日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の平成 2 3 年 4 月 1 日における号給を 1 号給上位の号給とする。

（本給に関する経過措置）

第 4 条 平成 1 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第 2 条の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に附則第 2 条第 1 項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を本給として支給する。

(1) 附則（平 2 1 . 1 1 . 3 0 規則第 1 7 号）第 2 条に掲げる職員であつた者（(2)において「平成 2 1 年度減額改定対象職員」という。） 1 0 0 分の 9 9 . 5 9

(2) 平成 2 1 年度減額改定対象職員以外の職員 1 0 0 分の 9 9 . 8 3

（期末手当に関する経過措置）

第 5 条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第 3 2 条第 4 項及び同条第 5 項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用する。

（勤勉手当に関する経過措置）

第6条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第4条の規定を準用する。

(本給調整額に関する経過措置)

第7条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は附則第4条の規定を準用する。

(管理職手当に関する経過措置)

第8条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則第4条の規定を準用する。

2 給与規則第22条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の規定を準用する。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第9条 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 給与規則第32条第4項中表(1)の支給定日12月10日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
12月10日	100分の135	100分の115

(2) 給与規則第33条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の81以上	100分の107以上
	100分の130以下	100分の170以下
優秀	100分の71.5以上	100分の94.5以上
	100分の81未満	100分の107未満
良好	100分の62	100分の82
良好でない者	100分の62未満	100分の82未満

附 則 (平23.3.31規則第17号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平24.4.5規則第4号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(55歳を超える職員の本給月額の減額支給等)

第2条 当分の間、55歳を超える職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表(二)、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。)に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額(その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額)を減ずる。

2 前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

3 第1項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

4 第1項の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する

期末手当、勤勉手当、退職者の給与の支給について、前3項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	5級
教育職員本給表	4級

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整)

- 第3条 平成24年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるもの(以下この条において「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規則第18条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 2 平成25年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 3 平成26年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(本給に関する経過措置)

- 第4条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2条の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に附則第2条第1項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を本給として支給する。
- (1) 附則(平21.11.30規則第17号)第2条に掲げる職員であった者((2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.1
- (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.34

(期末手当に関する経過措置)

- 第5条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第32条第4項及び同条第5項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用する。

(勤勉手当に関する経過措置)

第6条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第33条第4項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第4条の規定を準用する。

(本給調整額に関する経過措置)

第7条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第21条の本給調整額に係る経過措置は附則第4条の規定を準用する。

(管理職手当に関する経過措置)

第8条 附則第4条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条の規定の適用については、附則第4条の規定を準用する。

2 給与規則第22条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の規定を準用する。

附 則 (平25.10.30規則第17号)

この規則は、平成25年10月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第18条第3項の規定は、平成26年1月1日から適用する。

附 則 (平27.1.26規則第1号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成27年1月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第33条第4項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

第4条 平成27年1月1日における第18条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則 (平27.3.27規則第21号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成22年改正附則の一部改正)

第2条 平成22年改正附則第2条第1項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第4条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年改正附則第2条の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる級を超える者(以下この項におい

て「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した後に特定職員となった場合には、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給を基礎とする手当に関する経過措置)

第5条 前条の規定による本給を支給される職員については、本給を基礎とする手当額の算出において、その基礎額に前条の規定による本給の額を含めるものとする。

(広域異動手当に関する特例)

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する特例)

第7条 切替日から平成30年3月31日までの間においては、第28条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平28.2.29規則第6号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成28年2月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第27条第2項、第28条第2項及び第33条第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(通勤手当の支給に関する特例措置)

第2条 平成28年4月1日において、改正前の第27条第2項第1号及び第3号に規定の支給単位期間内にある者については、当該支給単位期間終了後の翌月から改正後の同条同項同号の規定による手当額を支給するものとする。

(平成27年3月27日改正附則の一部改正)

第3条 平成27年3月27日改正附則第7条中「平成30年3月31日までの間」とあるのは、「平成28年3月31日までの間」とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第4条 平成27年12月に支給する勤勉手当に関して、改正前の第33条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の106以上	100分の132以上
	100分の170以下	100分の210以下
優秀	100分の94以上	100分の117以上
	100分の106未満	100分の132未満
良好	100分の82	100分の102
良好でない者	100分の82未満	100分の102未満

(給与の内払)

第5条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平29. 2. 2規則第4号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年2月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の第24条の規定は平成29年4月1日、第33条第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(扶養手当の見直しに関する特例措置)

第2条 第24条の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、平成32年3月31日までは下表のとおりとする。なお、下表の適用職員については、一般職員本給表(一)8級もしくは教育職本給表5級の適用を受ける職員については「8級相当」、一般職員本給表(一)9級もしくは教育職本給表6級の適用を受ける職員については「9級相当」、8級相当及び9級相当以外の職員は「特定級外」という。なお、平成29年度において、配偶者がなく、第24条第2項第2号と第3号から第6号の双方を扶養する場合には、第2号を1人目の扶養親族とする。

該当する扶養親族 (第24条第2項)		適用対象 職員	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号		特定級外	10,000	6,500	6,500
		8級相当	10,000	6,500	3,500
		9級相当	10,000	6,500	3,500
第2号		—	8,000	10,000	10,000
第3号から第6号		特定級外	6,500	6,500	6,500
		8級相当	6,500	6,500	3,500
		9級相当	6,500	6,500	3,500
配偶者がない 場合の1人目	第2号	—	10,000	(配偶者がある場合と同様の 額)	
	第3号か ら第6号	特定級外	9,000		
		8級相当	9,000		
		9級相当	9,000		

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の112以上	100分の138以上
	100分の180以下	100分の220以下
優秀	100分の99.5以上	100分の122.5以上
	100分の112未満	100分の138未満
良好	100分の87	100分の107
良好でない者	100分の87未満	100分の107未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平30. 1. 19規則第2号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成30年1月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の115以上	100分の139以上
	100分の190以下	100分の230以下
優秀	100分の103.5以上	100分の124.5以上
	100分の115未満	100分の139未満
良好	100分の92	100分の102
良好でない者	100分の92未満	100分の102未満

（55歳を超える職員の本給月額減額支給等の廃止）

第3条 附則（平24. 4. 5規則第4号）第2条にある「当分の間」は「平成30年3月31日までの間」とする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

第4条 平成30年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるものを除く。）のうち、平成27年1月1日の第18条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（給与の内払）

第5条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第6条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平30. 2. 7規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 2. 1規則第3号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

ただし、改正後の第33条第4項の規定は平成30年12月1日から適用する。

第2条 第32条第4項表（1）の規定は平成31年4月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第3条 平成30年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の115以上	100分の139以上
	100分の190以下	100分の230以下

優秀	100分の103.5以上 100分の115未満	100分の124.5以上 100分の139未満
良好	100分の92	100分の102
良好でない者	100分の92未満	100分の102未満

(給与の内払)

第4条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令元. 10. 23規則第34号)

この規則は、令和元年10月23日から施行する。ただし、改正後の第34条の3の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 2. 20規則第4号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和2年2月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の117.5以上 100分の195以下	100分の141.5以上 100分の235以下
優秀	100分の106以上 100分の117.5未満	100分の127以上 100分の141.5未満
良好	100分の94.5	100分の114.5
良好でない者	100分の94.5未満	100分の114.5未満

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令2. 3. 25規則第7号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において同条の規定による改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者(人事院規則9-146(令和元年改正法附則第3条の規定による住居手当)の規定で除外することとされている職員を除く)に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事院規則の定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,

000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則9-54((住居手当)の一部を改正する人事院規則)及び人事院規則9-146(令和元年改正法附則第3条の規定による住居手当)の規定を準用する。

(雑則)

第3条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和2.11.26規則第18号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3.6.28規則第43号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和3.7.1規則第45号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4.4.18規則第27号)

この規則は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月13日から適用する。ただし、改正後の第33条第5号の規定は令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.7.1規則第36号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令5.1.25規則第2号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年1月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第4項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に関して、第33条第4項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とし、表(2)成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	100分の124以上	100分の148以上
	100分の210以下	100分の250以下
優秀	100分の112.5以上	100分の133.5以上
	100分の124未満	100分の148未満
良好	100分の101	100分の121
良好でない者	100分の101未満	100分の121未満

(給与の内払)

第3条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（令 5. 10. 20 規則第 24 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 5 年 10 月 20 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（60 歳に達した職員の本給月額の特減支給等）

第 2 条 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 2 条第 3 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時的職員その他の任期を定めて雇用される職員

（2）就業規則第 2 条第 1 項に規定する、常時本学に勤務する教員

（3）鹿屋体育大学事務系職員の人事に関する規則（平成 16 年規則第 22 号。以下「職員人事規則」という。）第 6 条の 5 第 1 項の規定により、同規則第 6 条の 2 第 2 項に規定する異動日（同規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動日を含む。）を延長された同規則第 6 条の 2 第 2 項に規定する管理監督職を占める職員

3 職員人事規則第 6 条の 2 第 2 項の規定による管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下この項及び附則第 2 条第 5 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 2 条第 1 項の規定により当該職員が受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 2 条第 1 項の規定により当該職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

4 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員が受ける本給月額との合計額が当該職員が属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員が属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員が受ける本給月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（附則第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 2 条第 3 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける本給月額のほか、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

6 附則第 2 条第 3 項又は前項の規定による本給を支給される職員以外の附則第 2 条第 1 項の規定を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける本給月額のほか、別に定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

7 附則第 2 条第 3 項又は前 2 項の規定による本給を支給される職員に対する第 32 条第 5 項（第 34 条第 4 項における「管理職加算額」を含む。）の規定の適用については、同項中、「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第 2 条第 3 項、第 2 条第 5 項又は第 2 条第 6 項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則（令 6. 1. 2 2 規則第 2 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 6 年 1 月 2 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、改正後の第 3 2 条第 4 項及び第 3 3 条第 4 項の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関して、第 3 2 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 2 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」と、「1 0 0 分の 1 0 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」とする。

（令和 5 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 3 条 令和 5 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関して、第 3 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 0 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」と、「1 0 0 分の 1 2 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」とし、表（2）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	1 0 0 分の 1 2 4 以上	1 0 0 分の 1 4 8 以上
	1 0 0 分の 2 1 0 以下	1 0 0 分の 2 5 0 以下
優秀	1 0 0 分の 1 1 2. 5 以上	1 0 0 分の 1 3 3. 5 以上
	1 0 0 分の 1 2 4 未満	1 0 0 分の 1 4 8 未満
良好	1 0 0 分の 1 0 1	1 0 0 分の 1 2 1
良好でない者	1 0 0 分の 1 0 1 未満	1 0 0 分の 1 2 1 未満

（給与の内払）

第 4 条 改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

別表第1

一般職員本給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		

52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				

111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前 再雇用 短時間 勤務職員	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額	基準 本給 月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

- 備考 1. この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
2. 2級の1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で学長が定めるものの本給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

別表第2

一般職員本給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900
2	148,100	201,200	221,000
3	149,100	202,200	221,900
4	150,100	203,000	222,800
5	151,200	203,700	223,800
6	152,300	205,200	225,100
7	153,400	206,500	226,300
8	154,400	207,600	227,400
9	155,300	208,900	228,700
10	156,400	209,600	230,300
11	157,500	210,400	231,800
12	158,600	211,100	233,000
13	159,500	212,200	234,100
14	160,600	213,100	235,300
15	161,800	214,000	236,500
16	162,900	214,800	237,400
17	164,000	215,700	238,000
18	165,400	216,700	238,400
19	166,700	217,600	238,800
20	167,900	218,500	239,300
21	169,000	219,200	239,800
22	170,200	220,000	241,100
23	171,400	220,800	242,300
24	172,600	221,400	243,200
25	173,700	222,100	244,300
26	175,200	222,600	245,500
27	176,700	223,000	246,700
28	178,200	223,500	247,900
29	179,600	224,100	248,700
30	181,000	225,100	249,800
31	182,500	226,000	251,000
32	184,000	226,600	252,100
33	185,400	227,100	253,200
34	187,100	228,100	254,100
35	188,800	229,100	255,000
36	190,500	230,100	256,000
37	192,200	230,600	257,000
38	193,300	231,700	257,800
39	194,700	232,800	258,600
40	195,800	233,800	259,500
41	196,800	234,500	260,400
42	198,200	235,500	261,300
43	199,400	236,400	262,200
44	200,600	237,200	263,200
45	202,100	238,000	263,800
46	203,100	238,800	264,700
47	204,000	239,500	265,700
48	205,100	240,100	266,600
49	206,200	240,700	267,600
50	207,200	241,600	268,400
51	208,100	242,500	269,200

52	209,100	243,300	269,900
53	210,200	244,200	270,500
54	211,200	245,100	271,300
55	212,100	245,700	272,100
56	213,000	246,400	272,900
57	213,900	247,200	273,500
58	214,500	247,900	274,400
59	215,200	248,600	275,300
60	216,000	249,200	276,200
61	216,800	249,800	277,100
62	217,300	250,600	278,100
63	217,800	251,400	278,900
64	218,300	252,000	279,800
65	218,800	252,600	280,600
66	219,400	253,100	281,400
67	220,000	253,500	282,200
68	220,500	253,900	282,900
69	220,800	254,600	283,500
70	221,100	255,100	284,300
71	221,400	255,500	285,100
72	221,700	255,800	285,800
73	221,900	256,000	286,500
74	222,300	256,300	287,200
75	222,600	256,700	287,900
76	223,000	257,100	288,700
77	223,200	257,400	289,200
78	223,700	257,800	289,700
79	224,000	258,200	290,100
80	224,300	258,600	290,500
81	224,600	258,900	290,900
82	224,900	259,200	291,300
83	225,200	259,500	291,800
84	225,500	259,700	292,300
85	225,800	259,900	292,600
86	226,100	260,100	293,100
87	226,400	260,400	293,700
88	226,700	260,700	294,200
89	227,000	260,900	294,500
90	227,400	261,100	295,000
91	227,700	261,400	295,500
92	228,000	261,600	295,800
93	228,200	261,900	296,200
94	228,500	262,200	296,700
95	228,800	262,500	297,200
96	229,100	262,700	297,700
97	229,300	262,900	298,000
98	229,600	263,200	298,400
99	229,800	263,400	298,900
100	230,100	263,700	299,400
101	230,400	264,000	299,800
102	230,600	264,200	300,200
103	230,900	264,500	300,500
104	231,200	264,800	300,800
105	231,500	265,000	301,100
106	232,000	265,200	301,500
107	232,300	265,500	301,900
108	232,600	265,700	302,300
109	232,800	266,000	302,600
110	233,200	266,300	303,000

111	233,600	266,600	303,400
112	233,900	266,800	303,700
113	234,100	267,000	303,900
114	234,600	267,300	304,200
115	235,100	267,500	304,500
116	235,600	267,700	304,700
117	235,900	268,000	304,900
118	236,300	268,300	305,200
119	236,700	268,600	305,500
120	237,000	268,900	305,700
121	237,400	269,100	305,900
122		269,300	306,200
123		269,600	306,500
124		269,900	306,700
125		270,100	306,900
126		270,300	307,200
127		270,600	307,500
128		270,900	307,700
129		271,100	307,900
130		271,300	308,200
131		271,600	308,500
132		271,900	308,700
133		272,100	308,900
134		272,300	
135		272,600	
136		272,900	
137		273,100	

備考 この表は、自動車運転の業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職員本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	

52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800	456,200	
91	304,400	357,100	420,200	456,600	
92	305,000	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,200	358,300	421,200	457,600	
95	306,800	358,800	421,500	457,900	
96	307,400	359,200	421,800	458,200	
97	307,900	359,800	422,100	458,500	
98	308,500	360,300	422,500	458,900	
99	309,100	360,700	422,800	459,200	
100	309,700	361,200	423,100	459,500	
101	310,000	361,600	423,400	459,800	
102	310,300	362,100	423,800		
103	310,600	362,400	424,100		
104	310,900	362,800	424,400		
105	311,200	363,300	424,700		
106	311,500	363,700	425,000		
107	311,800	364,200	425,300		
108	312,000	364,700	425,600		
109	312,400	365,100	425,900		
110	312,700	365,600	426,200		

111	313,100	366,100	426,500		
112	313,500	366,500	426,800		
113	313,800	366,900	427,100		
114	314,200	367,300	427,400		
115	314,500	367,800	427,700		
116	314,800	368,200	428,000		
117	315,000	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,600	370,600			
123	317,000	371,100			
124	317,400	371,400			
125	317,600	371,800			
126	317,800	372,300			
127	318,100	372,800			
128	318,500	373,200			
129	318,700	373,600			
130	319,000	374,100			
131	319,400	374,600			
132	319,600	375,100			
133	319,800	375,600			
134	320,100	376,100			
135	320,500	376,600			
136	320,700	377,100			
137	320,900	377,600			
138	321,100	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	322,000	379,600			
142	322,300				
143	322,600				
144	322,900				
145	323,300				
146	323,600				
147	323,800				
148	324,100				
149	324,500				
150	324,800				
151	325,100				
152	325,300				
153	325,600				
154	325,900				
155	326,200				
156	326,500				
157	326,700				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第4

医療職員本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,100
6	190,800	220,600	259,900
7	192,300	222,400	260,700
8	193,800	224,100	261,400
9	195,000	225,800	262,100
10	196,700	227,200	262,800
11	198,300	228,500	263,600
12	199,800	229,400	264,300
13	201,200	230,800	265,100
14	203,200	231,800	266,000
15	205,300	232,800	266,800
16	207,300	233,700	267,700
17	209,300	234,800	268,200
18	211,300	236,200	269,000
19	213,400	237,600	269,800
20	215,400	238,700	270,600
21	217,300	239,800	271,300
22	219,000	241,400	272,000
23	220,700	243,100	272,700
24	222,400	244,500	273,500
25	223,700	245,700	274,300
26	225,000	247,000	275,000
27	226,100	248,400	275,800
28	227,100	249,700	276,600
29	228,200	251,100	277,600
30	229,000	252,100	278,700
31	229,800	252,900	280,100
32	230,500	253,600	281,300
33	231,600	254,400	282,500
34	232,800	255,300	283,800
35	233,900	256,200	284,900
36	234,900	256,900	286,100
37	235,900	257,600	287,500
38	237,200	258,500	288,600
39	238,500	259,400	289,700
40	239,700	260,300	290,700
41	240,500	260,700	291,700
42	241,500	261,500	292,900
43	242,500	262,300	294,100
44	243,500	263,000	295,300
45	244,500	263,700	296,400
46	245,500	264,400	297,700
47	246,400	265,100	299,000
48	247,200	265,800	300,200
49	248,000	266,500	301,300
50	248,900	267,300	302,500
51	249,800	268,000	303,700

52	250,600	268,900	305,000
53	251,200	269,800	306,400
54	252,100	270,900	307,700
55	253,000	272,000	309,000
56	253,800	273,200	310,200
57	254,500	274,400	311,000
58	255,400	275,800	312,200
59	256,000	277,100	313,400
60	256,800	278,400	314,800
61	257,500	279,600	315,900
62	258,200	280,800	317,200
63	258,900	281,900	318,400
64	259,600	283,000	319,600
65	260,200	284,000	320,800
66	260,900	285,200	322,100
67	261,500	286,400	323,300
68	262,100	287,400	324,500
69	262,700	288,400	325,200
70	263,300	289,800	326,300
71	264,100	291,100	327,400
72	264,900	292,300	328,300
73	266,100	293,300	329,400
74	267,200	294,600	330,100
75	268,200	295,800	331,200
76	269,200	297,000	332,300
77	270,100	298,300	333,400
78	271,000	299,500	334,600
79	271,900	300,700	335,700
80	272,800	301,900	336,800
81	273,600	302,400	337,900
82	274,500	303,600	339,000
83	275,400	304,700	340,000
84	276,000	305,800	341,100
85	276,700	306,900	342,000
86	277,400	308,100	343,000
87	278,100	309,300	343,900
88	278,800	310,400	344,900
89	279,600	311,500	345,800
90	280,400	312,700	346,600
91	281,200	313,900	347,400
92	282,000	315,000	348,200
93	282,800	315,800	348,800
94	283,800	316,500	349,400
95	284,700	317,200	350,100
96	285,600	317,800	350,700
97	286,200	318,300	351,100
98	286,800	318,600	351,500
99	287,400	319,200	352,000
100	288,300	319,800	352,400
101	289,100	320,200	352,900
102	289,900	320,800	353,300
103	290,700	321,400	353,800
104	291,500	321,900	354,200
105	292,100	322,300	354,500
106	292,600	322,800	355,000
107	293,100	323,300	355,400
108	293,500	323,800	355,700
109	293,700	324,200	356,200
110	294,000	324,600	356,700

111	294,200	324,900	357,200
112	294,500	325,200	357,700
113	294,800	325,500	358,200
114	295,000	325,900	358,700
115	295,300	326,300	359,200
116	295,500	326,600	359,600
117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		
157	307,700		
158	308,000		
159	308,300		
160	308,600		
161	309,000		
162	309,300		
163	309,600		
164	309,900		
165	310,300		
166	310,600		
167	310,900		
168	311,200		
169	311,600		

定年前 再雇用 短時間 勤務職員	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額
	236,100	256,400	263,600

備考 この表は、保健管理センターに所属する保健師に適用する。

別表第5

勤務箇所	職員	調整数
大学院体育学研究科	(1) 博士後期課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	2
	(2) 修士課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	1
	(3) 体育学研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者	

別表第6 調整基本額表

教育職員本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円